国民年金特集

加入する一人ひとりが　主人公

「人生八十年時代」と言われるようになって久しくなります。長寿社会において確実に老後の所得を保障する使命を担っている国民年金。長くなった第二の人生をより豊かに、有意義なものにするためにも国民年金制度の果たす役割は益々重要になってきています。やがて誰にでもおとずれる老後や、いつ起こるかわからない万一の時に備え、それをみんなで支え合うのが国民年金制度です。

国民年金は国民全員が加入

◆国民年金制度は、日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

★第一号被保険者
農業、商業、サービス業など自営業の人（厚生年金や共済組合に加入していない人）で、当然20歳以上の学生も加入しなければなりません。

★第二号被保険者
厚生年金や共済組合に加入している人（自動的に国民年金に加入したことになります。）

★第三号被保険者
厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている奥さんで20歳以上60歳未満の人（保険料はご主人の加入している年金制度がまとめて拠出します。ご主人の給料から保険料は天引きされない）

◆保険料は40年間納めます。
保険料は20歳から60歳までの40年間納めます。この間に最低25年以上の保険料を納めることが必要です。（免除期間を含む）

◆保険料は、月額九、七〇〇円ですが、付加保険料として月額四〇〇円を上乗せして納めることもできます。

◆保険料の免除制度もあります。
経済的に保険料を納められない方は、免除申請をすることができます。あとになってゆとりができた時は、さかのぼって10年以内の期間に限り保険料を納めることができます。

◆保険料は自動口座振替で納付すると便利です。
納付する手間やムダを解消し、納め忘れを防ぐことになりますので、とても便利です。

国民年金の加入者の種別は３種類

20歳以上60歳未満の方は国民年金に必ず加入することになっています。国民年金の加入者(被保険者)の種別は、第１号から第３号までの３種類となっています。

第１号被保険者
自営業者とその配偶者の方
20歳以上の学生も含まれます

第２号被保険者
職場の年金制度（厚生年金または共済組合）に加入している方

第３号被保険者
第2号被保険者（サラリーマン）の被扶養配偶者の方

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、国民年金に加入して保険料を納めた期間（免除期間を含む）が二十五年以上ある方が、六十五歳になった時に受けられます。但し、昭和五年四月一日以前に生れた方は、二十五年の受給資格を満たすことができませんので、加入期間が21年から24年の加入期間で受給されます。

◆老齢基礎年金の額は七二五、三〇〇円です。
但し、この額は納め忘れなど未納がない方です。そうでない方は次の計算式で減額されます。

資格期間及び加入可能年数早見表

生年月日	資格期間（年金を受けるために最低必要な期間）	加入可能年数（満額の年金を受けるために必要な期間）
昭2．4．1以前	21 年	25 年
昭3．4．1以前	22 年	26 年
昭4．4．1以前	23 年	27 年
昭5．4．1以前	24 年	28 年
昭6．4．1以前	25 年	29 年
昭7．4．1以前	25 年	30 年
昭8．4．1以前	25 年	31 年
昭9．4．1以前	25 年	32 年
昭10．4．1以前	25 年	33 年
昭11．4．1以前	25 年	34 年
昭12．4．1以前	25 年	35 年
昭13．4．1以前	25 年	36 年
昭14．4．1以前	25 年	37 年
昭15．4．1以前	25 年	38 年
昭16．4．1以前	25 年	39 年
昭16．4．2以降	25 年	40 年

$$725{,}300\text{円} \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})}$$

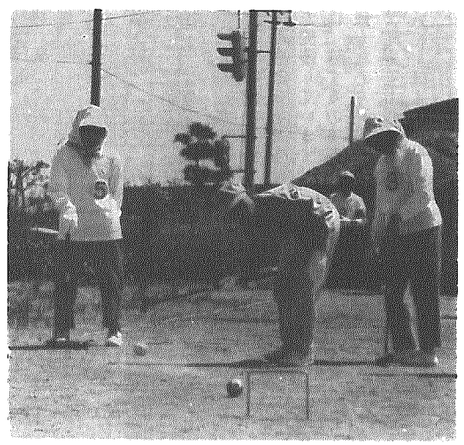

幸せを　老後につなぐ　国民年金

◆老齢基礎年金の受給開始年齢は65歳ですが、はやく年金を受けたい人は60歳からでも受けることができます。
但し、図のように減額されます。

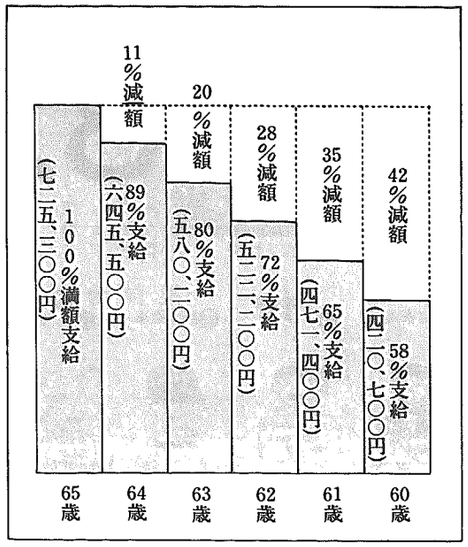

障害基礎年金

次の要件を満たした時に障害基礎年金が支給されます。

①国民年金に加入している間に病気やケガをして障害者になった時に支給されます。なお、加入期間の三分の二以上の保険料をおさめていること。（平成八年四月前に初診日がある場合は、特例として初診日の一年間に滞納がなければ受けられます。）

②障害認定日（初診日から一年六ヶ月を経過した日、または症状が固定した日）に一級か二級の障害等級にあること。

③20歳前に病気やケガで障害者となった方は、20歳になった時から支給されます。但し、本人に一定額以上の所得があると支給が停止されます。

◆障害基礎年金額は
一　級　九〇六、六〇〇円
二　級　七二五、三〇〇円

（障害受給権者によって、生計を維持されている18歳未満の子または一・二級の障害で20歳未満の子がある場合は加算額があります。）

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金の加入者または老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たしている人が、死亡した時に、その人の子のある妻または子に支給されます。
但し、死亡日前に加入期間の三分の二以上保険料を納めていること。（平成八年四月前に死亡した時は、死亡日前の一年間に保険料の未納がないこと）

◆遺族基礎年金額は、妻の分として　七二五、三〇〇円（子の人数により加算あり）
子が受ける場合　七二五、三〇〇円（子の人数により加算あり）

国民年金加入者の独自給付

◆付加年金
定額の保険料に月額四〇〇円の付加保険料を上乗せして納めると将来、老齢基礎年金に付加年金が加算されて支給されます。〔保険料納付月数　×　二〇〇円〕

◆寡婦年金
老齢基礎年金の資格期間を満たした夫（婚姻期間10年以上）が、年金を受けないで死亡した場合、妻に60歳から65歳までの間、支給されます。
〔夫が受けるはずの年金額の四分の三の額〕

◆死亡一時金
三年以上国民年金の保険料を納めた人が、年金を受けないで死亡した場合、その遺族に支給されます。
〔保険料納付月数によって10万円～20万円〕

こんな時、忘れないで手続きを

◆就職した時
◆結婚した時
◆ご主人が就職した時
◆ご主人が転職した時
◆20歳になった時
◆パート等で収入が増え、ご主人の扶養になった時
◆結婚してご主人の扶養からはずされた時
◆届出には、・印鑑　・年金手帳　・健康保険証
・離職証明書などが必要ですので、よく確認のうえ手続きをして下さい。
◆退職した時
◆離婚した時
◆ご主人が退職した時
◆引越しした時

●サラリーマンの奥さん（第３号被保険者）の届け出一覧

届け出が必要なとき	加入者の種類の変更	届け出の種類
●ご主人が会社を退職して自営業に ●奥さんの収入が増加 ●離婚	第３号被保険者 ➡ 第１号被保険者	●市区町村に種別変更届
●会社員と結婚後に20歳到達	未　加　入 ➡ 第３号被保険者	●市区町村に資格取得届
●ご主人が自営業をやめて会社に就職	第１号被保険者 ➡ 第３号被保険者	●市区町村に種別変更届
●家事手伝いなどの人が会社員と結婚	第１号被保険者 ➡ 第３号被保険者	●市区町村に種別変更届
●結婚退職 ●共働きの中止	第２号被保険者 ➡ 第３号被保険者	●市区町村に種別変更届
●共働きの開始	第３号被保険者 ➡ 第２号被保険者	●市区町村に種別変更届
●ご主人の転職（厚生年金↔共済年金 一般事業所↔船　舶）	第３号被保険者の資格はそのまま	●市区町村に種別確認届（申出）

不明な点がありましたら、役場、住民課、年金係か新潟東社会保険事務所（☎283－1010）にお問い合わせ下さい。